

別表2

1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ) (税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	42,000
	200㎡以上	56,000
共同住宅等	500㎡未満	60,000+M×14,000
	500㎡以上1,000㎡未満	77,000+M×14,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	103,000+M×14,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	290,000+M×14,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	460,000+M×14,000
	50,000㎡以上	950,000+M×14,000

※ M: 評価対象戸数

※ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）以外の住宅をいう。以下同じ。

2 設計住宅性能評価料金(選択評価事項有り) (税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	42,000+2,000×P
	200㎡以上	56,000+2,000×P
共同住宅等	500㎡未満	60,000+M×(14,000+2,000×P)
	500㎡以上1,000㎡未満	77,000+M×(14,000+2,000×P)
	1,000㎡以上2,000㎡未満	103,000+M×(14,000+2,000×P)
	2,000㎡以上10,000㎡未満	290,000+M×(14,000+2,000×P)
	10,000㎡以上50,000㎡未満	460,000+M×(14,000+2,000×P)
	50,000㎡以上	950,000+M×(14,000+2,000×P)

※ M: 評価対象戸数 P: 選択評価事項数

3 長期使用構造等確認(新築)の確認料金 (税込み、単位:円)

	(い)	(ろ)料金	
戸建住宅	住宅型式性能認定以外の住宅	42,000	
	住宅型式性能認定の住宅	38,000	
共同住宅等	一棟の総戸数	2~5戸	89,000
		6~10戸	154,000
		11~30戸	309,000
		31~50戸	574,000
		51~100戸	995,000
		101~200戸	1,880,000

※ 「住宅型式性能認定」には、「型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅」を含む。別表2の4において同じ。

※ 住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の欄の確認料金を適用する。別表2の4において同じ。

4 長期使用構造等確認(増築・改築、建築行為なし)の確認料金

(税込み、単位:円)

	(い)	(ろ)料金	
戸建住宅	住宅型式性能認定以外の住宅	53,000	
	住宅型式性能認定の住宅	49,000	
共同住宅等	一棟の総戸数	2～5戸	112,000
		6～10戸	195,000
		11～30戸	390,000
		31～50戸	725,000
		51～100戸	1,255,000
		101～200戸	2,372,000

5 設計住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて申請を行う場合の加算額

当該申請に適用される1又は2の設計住宅性能評価料金に、長期使用構造等確認の申請戸数1戸につき8,300円(税込み)を加算する。

6 建設住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	95,000
	200㎡以上	120,000
共同住宅等	500㎡未満	$N \times 74,000 + M \times 15,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 106,000 + M \times 15,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 15,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 260,000 + M \times 15,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 15,000$
	50,000㎡以上	$N \times 870,000 + M \times 15,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

7 建設住宅性能評価料金(選択評価事項有り)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	95,000
	200㎡以上	120,000
共同住宅等	500㎡未満	$N \times 74,000 + M \times 15,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 106,000 + M \times 15,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 15,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 260,000 + M \times 15,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 15,000$
	50,000㎡以上	$N \times 870,000 + M \times 15,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※選択項目の「6—3 室内空気中の化学物質の濃度」を選択した場合は、別途見積りにより、評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度測定に要する料金を別表2の7の料金に加算する。

別表3

1 他機関で設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金への加算額

（必須評価事項のみ）

（税込み、単位：円）

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	13,000
	200㎡以上	20,000
共同住宅等	500㎡未満	$30,000 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$37,000 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$81,000 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$143,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$230,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$470,000 + M \times 12,000$

※ M:評価対象戸数

2 他機関で設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金への加算額

（選択評価事項有り）

（税込み、単位：円）

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	13,000
	200㎡以上	20,000
共同住宅等	500㎡未満	$30,800 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$37,400 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$51,700 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$143,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$231,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$473,000 + M \times 12,000$

※ M:評価対象戸数

別表4

1 変更設計住宅性能評価料金 (税込み、単位:円)

i) 変更設計住宅性能評価料金	M×13,000
ii) 選択評価事項変更料金	M×(13,000+2,000×P)

※ M:変更の住戸の戸数 P:選択評価事項数

2 変更長期使用構造等確認(新築)の確認料金 (税込み、単位:円)

		(い)	(ろ)料金
戸建住宅	住宅型式性能認定以外の住宅		21,000
	住宅型式性能認定の住宅		19,000
共同住宅等	一棟の総戸数	2～5戸	45,000
		6～10戸	77,000
		11～30戸	155,000
		31～50戸	287,000
		51～100戸	498,000
		101～200戸	940,000

※ 「住宅型式性能認定」には、「型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅」を含む。別表4の3において同じ。

※住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の欄の確認料金を適用する。別表4の3において同じ。

3 変更長期使用構造等確認(増築・改築、建築行為なし)の確認料金

(税込み、単位:円)

		(い)	(ろ)料金
戸建住宅	住宅型式性能認定以外の住宅		27,000
	住宅型式性能認定の住宅		25,000
共同住宅等	一棟の総戸数	2～5戸	56,000
		6～10戸	98,000
		11～30戸	195,000
		31～50戸	362,000
		51～100戸	678,000
		101～200戸	1,186,000

4 設計住宅性能評価と長期使用構造等確認(新築)を併せて変更申請を行う場合の加算額
当該変更申請に適用される別表4の1の変更設計住宅性能評価料金に、長期使用構造等確認の変更に係る住戸の戸数1戸につき4,100円(税込み)を加算する。

5 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明料金

新築の場合にあつては、別表4の2の変更長期使用構造等確認の確認料金を、増築・改築又は建築行為なしの場合にあつては、別表4の3の変更長期使用構造等確認の確認料金を適用する。

6 変更申請に係る直前の設計住宅性能評価(変更を含む。)又は長期使用構造等確認(変更を含む。)を他機関等で行った場合の評価等料金

別表4の1から5の規定に関わらず、別表2の評価料金又は確認料金を適用する。ただし、新築の場合にあつては、別表2の3の確認料金を、増築・改築又は建築行為なしの場合にあつては、別表2

の4の確認料金とする。

7 変更建設住宅性能評価料金

- (1) 別表2の6又は7(評価項目「6—3 室内空気中の化学物質の濃度」に要する料金は含まない。)の評価料金の1/2の額とする。
- (2) 他機関で直前の変更設計住宅性能評価を行った場合は、(1)の評価料金に、別表3の1又は2の評価料金の1/2の額を加算する。
- (3) 変更により「6—3 室内空気中の化学物質の濃度」の評価事項を追加する場合の(1)の評価料金への加算額、又はこの評価事項を取りやめる場合の評価料金の返還額については、別に定める。

別表5

住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の再交付の料金

(税込み、単位:円)

住宅性能評価書の再交付の料金	M×3,000
長期使用構造等確認書の再交付の料金	3,000

※ M:再交付申請の住戸の戸数

別表6

住宅型式性能認定等住宅の評価料金から減ずる額

(税込み、単位:円)

	床面積の合計	設計住宅性能評価料金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から減ずる額
戸建住宅	200㎡未満	8,000	27,000
	200㎡以上	16,000	39,000
共同住宅等	500㎡未満	4,000+M×1,000	5,000+M×1,000
	500㎡以上1,000㎡未満	6,000+M×1,000	7,000+M×1,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	8,000+M×1,000	11,000+M×1,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	17,000+M×1,000	19,000+M×1,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	27,000+M×1,000	33,000+M×1,000
	50,000㎡以上	55,000+M×1,000	60,000+M×1,000

※ M:評価対象戸数

別表7

住戸の仕様が同一仕様等で同一評価又は同一長期使用構造等確認となる共同住宅等の評価等料金の減額

(税込み、単位:円)

設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額	M×3,000
建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額	M×10,000
長期使用構造等確認の確認料金から減ずる額	M×5,000

- ※ M:同一仕様で同一評価又は同一長期使用構造等確認の住戸の戸数
- ※ 別表2の評価等料金の算定にのみ適用する。

別表8（第34条第9項関係）

1 申請の取り下げによる建設住宅性能評価料金の返還額

	(い)欄 申請の取り下げを行った時期	(ろ)欄 当該申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回目の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - \{J \div N + 0.05\}$

- ※ J:申請の取り下げの日までに実施した現場回数とする。
- ※ N:検査回数